

京丹波町議会基本条例 改正私案・現行対照表

改正私案	現行
<p>第5章 議会及び議会事務局の体制整備 (議員研修の充実強化)</p> <p>第12条 議会は、議員の資質及び政策形成能力の向上を図るため、議員研修を充実強化する。</p> <p>2 議会は、議員研修の充実に当たり、各分野の専門家等又は町民との研究会又は研修会の開催、ほかの地方公共団体及び議会との連携又は調査研究その他の政策研究の場を積極的に設ける。</p> <p>3 議会は、その権能を発揮及び発展させるため、研修を深めて議会改革に継続的に取り組み、既存の制度、運営の方法等について、不断の見直しを行う。</p>	<p>第5章 議会及び議会事務局の体制整備 (議員研修の充実強化)</p> <p>第12条 議会は、議員の資質並びに政策形成及び政策立案能力の向上を図るため、議員研修を充実強化する。</p> <p>2 議会は、議員研修の充実に当たり、必要に応じて広く各分野の専門家等及び町民との研究・研修会の開催、他の自治体及び議会との連携や調査研究、その他の政策研究の機会を積極的に設ける。</p> <p>3 議会は、その権能を発揮及び発展させるため、研修を深めて議会改革に継続的に取り組むなど、既存の制度や運営の方法等について、不断の見直しを行う。</p>